



奨学のための給付金（家計急変給付）

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費等）を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨学のための給付金（通常給付）」を給付しています。

一方、通常給付に該当しなくても、家計急変により収入が減少し、保護者等全員が住民税所得割非課税相当等となったことが認められる世帯には、「奨学のための給付金（家計急変給付）」を給付します。

対象となる方 次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合を除く。）
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 **家計が急変し、保護者等それぞれの住民税所得割が非課税相当と認められる世帯**

専攻科に通う生徒は、保護者等の住民税所得割合計が100円以上～105,500円未満相当（以下「年収約270万円以上～約380万円未満世帯相当」という。）若しくは扶養する子どもが3人以上かつ保護者等の住民税所得割合計が105,500円以上～264,500円未満相当（以下「多子世帯相当」という。）も対象

※ただし、令和7年7月1日現在生活保護を受給している世帯や、保護者等それぞれの令和7年度住民税所得割が非課税（0円）の世帯等通常給付に該当する世帯は、家計急変給付による申請ではなく、通常給付による申請で申し込んでください。

※下記の数値はあくまで目安です。

住民税所得割が非課税となる見込額

<家計急変の理由>

- ・保護者等の失職、倒産等（自己都合退職・定年退職・契約満了は対象外）
- ・病気等による減収
- ・保護者等の死去（離婚は対象外）
- ・自然災害

<年収見込額の推計>

- ・収入見込額には退職金・失業手当は含めない。

扶養している配偶者・子・父母等の人数	年収見込	所得見込
0人	1,000,000円以下	450,000円以下
1人	1,703,999円以下	1,120,000円以下
2人	2,215,999円以下	1,470,000円以下
3人	2,715,999円以下	1,820,000円以下
4人	3,215,999円以下	2,170,000円以下
障害者、未成年者、寡婦及びひとり親の場合 (扶養親族2人以上を除く。)	2,043,999円以下	1,350,000円以下

提出期限及び提出先

【申請方法】…申請書類一式を富山県教育委員会県立高校課へ提出してください。

【提出期限】…令和7年9月30日（火）※期限厳守

【提出先・お問い合わせ先】

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7 富山県教育委員会県立高校課学事担当

電話番号：076-444-3448 FAX：076-444-4437 電子メール：akyoikumirai@pref.toyama.lg.jp

給付額（年額）

区分	給付額（年額）
全日制・定時制	143,700円
通信制・専攻科（非課税相当）	50,500円
専攻科 〔年収約270万円以上～約380万円 未満世帯相当・多子世帯相当〕	10,100円
災害等により、制服の再購入が必要となった世帯	当該災害等につき1回に限り 64,800円 加算

7月2日以降の家計急変の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、金額が異なります。

（例）10月に事由発生の場合
143,700円 ÷ 12月 × 5月（11～3月）
= 59,875円

※7月中に提出された家計急変の給付時期は9月末頃を予定しています。

奨学のための給付金 家計急変給付 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

はい

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお問合せ下さい

7月1日現在（又は7月2日以降家計急変の場合はその翌月1日）、学校に在籍していますか？

はい

いいえ

給付金非該当

7月1日現在、生活保護（生業扶助 高等学校等就学費）を受給していますか？

はい

家計急変給付非該当→通常給付対象

いいえ

保護者等全員の令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

（生徒本人が専攻科に通う場合、上記金額が「105,500円未満」（年収約270万円以上～約380万円未満世帯）若しくは「保護者等が扶養している子が3人以上かつ264,500円未満」（多子世帯）ですか？

はい

生徒本人が専攻科に通っており、既に年収約270万円以上～約380万円未満世帯若しくは多子世帯に認定されているが、家計急変により保護者等全員が非課税世帯相当と認められる世帯ですか？

はい

専攻科非課税世帯相当（年額50,500円）に区分変更（月数に応じて差額追給）

いいえ

家計急変給付非該当→通常給付対象

いいえ

家計急変により、保護者等全員が非課税世帯相当と認められる世帯ですか？
※生徒本人が専攻科に通う場合、保護者等全員の令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が「105,500円未満」相当（年収約270万円以上～約380万円未満世帯相当）若しくは「保護者等が扶養している子が3人以上かつ264,500円未満」相当（多子世帯相当）ですか？

はい

給付金非該当

扶養している高校生等は専攻科の生徒ですか？

はい

保護者等全員の令和7年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」相当の合計が100円以上ですか？

はい

年額 10,100円

専攻科
上記（※）の専攻科に該当する世帯の金額を給付

いいえ

扶養している高校生等は、通信制の生徒ですか？

はい

年額 50,500円

通信制 専攻科

年額 143,700円

全日制 定時制

非課税世帯の金額を給付

いいえ

※7月2日以降の家計急変給付の申請については、家計急変事由の生じた月以降の月数に応じて算定しますので、上記の金額とは異なります。

7月中に提出された家計急変給付の給付時期は、9月末頃を予定しています。

※申請書提出後、就職等や増給により家計急変が解消された場合は、必ず申し出てください。